

○山口県警察ち密な捜査推進強化要綱

平成22年12月27日
山口刑企第8 1 6号
山口生企第1120号
山口交企第7 1 3号
山口備公第4 5 4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、事件立証上の問題が生じるおそれのある事件に関し、警察本部が組織的な対応を図ることにより、公判の審理に耐え得るち密な捜査を推進強化するため必要な事項を定めるものとする。

(主管責任者)

第2条 警察本部に主管責任者を置く。

- 2 主管責任者は、事件を主管する警察本部の部の長をもって充てる。
- 3 主管責任者は、ち密な捜査の推進強化に関する事務を統括する。

(指導推進責任者)

第3条 警察本部に指導推進責任者を置く。

- 2 指導推進責任者は、刑事部刑事企画課長をもって充てる。
- 3 指導推進責任者は、主管責任者を補佐し、ち密な捜査の推進強化に関する事務を整理する。

(相互協力)

第4条 指導推進責任者及び事件を主管する警察本部の所属（以下「事件主管課」という。）の長（以下「事件主管課長」という。）は、ち密な捜査の推進強化に関して、緊密な連携を図り、相互に協力しなければならない。

第2章 本部速報事件

(報告)

第5条 警察署長は、被疑者を逮捕した事件であって、次の各号のいずれかに該当する事件（以下「本部速報事件」という。）を送致（送付を含む。）したときは、遅滞なく本部速報事件票（別記第1号様式）により、指導推進責任者及び事件主管課長に報告するものとする。

- (1) 否認事件又は黙秘事件
- (2) 被疑者が迎合する傾向にある事件
- (3) 自白の変遷が著しい事件
- (4) 自白が客観的事実と符合しない事件

(分析及び検討等)

第6条 指導推進責任者は、本部速報事件の報告を受けたときは、当該事件の捜査の状況、収集した証拠等の分析及び検討を行うものとする。

2 指導推進責任者は、前項の分析及び検討の結果を事件主管課長に助言するものとする。

3 事件主管課長は、前項の助言を踏まえ、事件立証上の問題点を抽出し、当該警察署長に対し、補充捜査の指導を行うものとする。

(準用)

第7条 送致後に本部速報事件に該当することとなった事件については、前2条の規定を準用する。

第3章 本部要指導事件

(報告)

第8条 警察署長は、本部速報事件について、補充捜査を実施したにもかかわらず、なお事件立証上の問題が生じるおそれがあると認めるときは、本部要指導事件検討票(別記第2号様式)により、速やかに指導推進責任者及び事件主管課長に報告するものとする。

2 指導推進責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、事件主管課長と当該事件を警察本部が組織的な対応を図る事件(以下「本部要指導事件」という。)に指定する必要性を協議するものとする。

3 前項の場合において、指導推進責任者は、当該事件を本部要指導事件に指定する必要があると認めるときは、主管責任者を經由して警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

(指定)

第9条 本部長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、その必要があると認めるときは、当該事件を本部要指導事件に指定するものとする。

2 本部長は、前項の規定により本部要指導事件を指定したときは、事件主管課長及び警察署長に対し、その旨を通知するものとする。

(検討会の開催等)

第10条 指導推進責任者は、本部要指導事件について、刑事部刑事企画課刑事指導官、事件主管課の事件担当補佐、捜査主任官その他の捜査関係者による検討会を開催するものとする。

2 検討会は、原則として、勾留の請求がされた日から10日以内に開催するものとする。

3 指導推進責任者は、検討会を開催したときは、その結果を主管責任者に報告するものとする。

4 主管責任者は、前項の規定による報告に基づき、本部要指導事件の捜査方針、捜査体制等を決定するものとする。

(警察本部取調べ指導官等による指導)

第11条 本部要指導事件の被疑者取調べは、原則として山口県警察被疑者取調べ

技能向上プログラム実施要綱（平成22年7月23日付け山口刑企第459号ほか。以下「実施要綱」という。）に規定する警察本部取調べ指導官又は警察署取調べ指導官の指導の下に行うものとする。この場合において、警察本部取調べ指導官の派遣を要するときは、実施要綱の定めるところによる。

（公判対応）

第12条 本部要指導事件の公判対応は、「公判対応の推進強化について（例規通達）」（平成7年2月20日付け山口刑捜一第229号ほか）の定めるところによる。

（解除の報告）

第13条 指導推進責任者は、不起訴その他の理由により本部要指導事件の指定を解除する必要があるときは、主管責任者を經由して本部長にその旨を報告するものとする。

（解除）

第14条 本部長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その必要があると認めるときは、本部要指導事件の指定を解除するものとする。

2 本部長は、前項の規定により本部要指導事件の指定を解除したときは、事件主管課長及び警察署長にその旨を通知するものとする。

第4章 供述吟味担当官

（選任）

第15条 主管責任者は、被疑者を逮捕した事件であって、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査指揮を強化する必要があると認めるときは、供述吟味担当官を置くことができる。

- (1) 捜査本部を開設した事件
- (2) 自白の信用性が公判の争点となるおそれがある事件
- (3) その他悪質、重大又は社会的反響の大きい事件

2 供述吟味担当官は、当該事件を主管する警察本部の部に所属する警視又は警部の階級にある警察官（捜査主任官に指名された者を除く。）の中から主管責任者が選任するものとする。

（職務）

第16条 供述吟味担当官は、供述調書の閲読、取調べ官からの取調べ状況の聴取その他の方法により、被疑者の供述と客観的事実、裏付け捜査の結果等とを対照した上で、自白の信用性を検討し、その結果を捜査主任官の捜査指揮に反映させるものとする。

（派遣）

第17条 警察署長は、供述吟味担当官による自白の信用性の検討を行おうとするときは、事件主管課長と協議の上、供述吟味担当官派遣要請書（別記第3号様式）により、指導推進責任者を經由して主管責任者に供述吟味担当官の派遣を要請するものとする。

- 2 主管責任者は、前項の規定による要請を受けた場合において、その必要があると認めるときは、供述吟味担当官を派遣するものとする。
- 3 前項の場合において、主管責任者は、事件の規模、態様等に応じ、供述吟味担当官の属する部に所属する警部補以下の警察官を供述吟味担当班として編成し、派遣することができる。

第5章 捜査指揮等

(捜査指揮の基本)

- 第18条 捜査指揮に当たっては、常に公判における弁護人の主張を予想しつつ、これに耐え得る捜査を遂行するため、主体的かつ具体的に行わなければならない。
- 2 捜査に当たっては、広く証拠の発見収集に努め、収集した証拠の分析及び検討を行い、客観的証拠に基づいた捜査指揮を徹底しなければならない。
 - 3 事実の認定に当たっては、被疑者の供述の信用性、客観的証拠、裏付け捜査の結果等を総合的に検討した上で行わなければならない。

(被疑者取調べ)

- 第19条 被疑者取調べに当たっては、事前に相手方の年齢、性別、境遇、性格等の特性を把握するよう努めるとともに、その特性に応じた取調べ方法を用いるなど、供述の任意性及び信用性の確保に努めなければならない。

(裏付け捜査)

- 第20条 裏付け捜査に当たっては、被害者その他の関係者からの聴取、犯行を裏付ける資料の収集等を十分に行わなければならない。

(供述の吟味)

- 第21条 供述の吟味に当たっては、被疑者の供述が次の各号のいずれかに該当する場合には、客観的事実と符合するかどうか、合理的であるかどうか等について十分に検討し、その信用性を判断しなければならない。

- (1) 犯人であれば体験しているはずの事項、容易に説明することができ、若しくは言及することが当然だと思われるような特異な出来事又は犯行の核心部分について説明ができないなど、不自然又は不合理な供述が認められること。
- (2) 真摯な自白をしている犯人であれば間違えるとは考えにくく、殊更嘘をつく必要もないと認められる犯行の手段、方法その他重要な事項について、供述の変遷が認められること。
- (3) 自白の中に、あらかじめ捜査員が知り得なかった事項で、捜査の結果、客観的事実であると確認されたものが存在しないこと。

第6章 無罪確定事件

(分析及び検討)

- 第22条 指導推進責任者及び事件主管課長は、無罪の判決が確定した事件（少年事件における「非行なし」を理由とする審判不開始決定及び不処分決定を含む。以下「無罪確定事件」という。）の分析及び検討を行うものとする。

(報告)

第23条 事件主管課長は、前条の分析及び検討を行ったときは、無罪確定事件検討結果報告書（別記第4号様式）により、主管責任者を經由して本部長に報告するものとする。

2 前項の場合において、指導推進責任者は、当該事件の概要並びに分析及び検討の結果を警察庁及び中国四国管区警察局に報告するものとする。

（活用）

第24条 無罪確定事件の分析・検討の結果は、捜査幹部その他の捜査関係者に対する指導教養に活用するものとする。